

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）重要事項説明書

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 春友会
所 在 地	長崎県長崎市戸石町 1683 番地
電 話 番 号	095－837－0001
F A X 番 号	095－837－0002
代 表 氏 名	理事長 大久保 美奈
設 立 年 月 日	平成 22 年 2 月 18 日

2. 特別養護老人ホームもくれんの概要

(1) 運営の方針

健全で豊かな生活支援を念頭に、人と人との出会いに感謝し、触れ合いや言葉の中に、心を添えて、温かな生活空間を提供します。

(2) 利用施設（提供できるサービスの種類）

第 1 種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営

第 2 種社会福祉事業 老人短期入所事業の経営

当施設は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活に必要な居室および共用施設等を利用し、介護福祉施設サービスを提供します。

施 設 長	北川 和宏
開 設 年 月 日	平成 23 年 4 月 1 日

3. ご利用可能設備等

居室 定員10名

食堂、機能訓練室、診療室、浴室（1、2、3階個別浴槽・2 階特殊浴槽）

4. 施設サービスの内容と料金

(1) サービス内容

種 類	内 容
食 事	ご利用者の身体状況に応じて、刻み食などの食事形態にて提供します。 〈食事時間〉朝食8:00～10:00 昼食12:00～14:00 夕食17:30～19:30
入 浴	・個別浴槽により、ご家庭に近い環境での入浴を心掛けます。

	・原則として年間を通じて週2 回の入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です
介 護	ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。 ・着替え介助 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・体位変換 ・施設内外の移動の付き添い ・シーツ交換 等
健康管理	・短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。 ・なお、利用期間中に医療機関へ受診される場合には原則としてご家族による付き添い対応をお願いします。送迎につきましても同様となりますのでご了承ください。
理髪・美容	・理美容室の出張による理美容サービスを随時ご利用いただけます。

(2) 利用料金

①

- ・基本サービス料金をはじめ各種加算費用、食費、居住費等があります。基本サービス料金と各種加算費用には利用者負担割合が定められていますので、『介護保険負担割合証』をご確認ください。また、食費や居住費については所得に応じた軽減措置として利用者自己負担金の限度額が定められています。『利用者負担限度額認定証』ご確認ください。
- ・基本サービス料金、各種加算費用、食費、居住費を合わせた料金については、「(予防) 短期入所生活介護もくれん料金表」【別紙 1】をご参照ください。
- ・各種加算費用の追加変更は、事前にご説明致します。
- ・当施設では社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の申し出を行い、特に所得の低い方に対する減免制度を実施しています。

②その他の料金

- ・民間の理美容室の出張による理美容サービスを随時ご利用いただけます。
- ・外出行事の際の特別な食事の提供等、別途実費をご請求することがあります。

(3) 支払方法

当施設は前月料金の合計額を毎月 10 日までに作成し、利用者もしくはその家族に原則郵送にてお知らせします。利用者もしくはその家族は連帯して当施設に以下のいずれかの方法で当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

- ① 窓口での現金払い（土日祝日を除く 9：00～17：00）
- ② 金融機関および郵便局からのお振込み

5. 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスご利用の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。料金は退所日までの日数を基準に計算します。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

6. サービス提供の記録の保存

施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをご契約終了後5年間保管します。

7. 身体の拘束等

当施設は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その容態及び時間、その際、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

8. 虐待の防止

当施設では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するため委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を選定します。

9. 秘密保持の厳守

施設およびすべての職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。

10. 緊急時における対応方法

施設サービスを提供中に利用者の病状が急変し、その他緊急事態が生じた場合は、24 時間体制で看護及び介護職員が対応し、速やかに主治医又は協力病院医に報告するとともに、その指示を受けて対処いたします。当施設では万全の体制でサービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、事故対応フロー図【別紙2】に従い速やかに利用者の家族、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止などの必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

11. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。また衛生管理上の観点から、食料品等の差し入れをされる場合には事前に職員にご相談ください。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

生活用品や衣類の持込	長年使い慣れた生活用品や衣類をお持ちになることも可能ですが、居室スペースに限りがありますので、制限される場合があります。また、衣類や小物等には必ず氏名をご記入ください。
食品の持込	個人的な食料品・菓子類および飲料の持ち込みをされる場合には、衛生管理の観点から、事前に職員にご相談下さい。また、介護事故防止のため、他の利用者にむやみに配ることのないよう十分ご注意ください。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	できる限り、職員に管理を依頼してください。
宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

12. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 消防計画により対応します。
- (2) 防災設備 必要な設備を備えております。
- (3) 防災訓練 年2回以上消防防災訓練を実施します。

13. 施設への要望・苦情等についての相談窓口

当施設への苦情やご相談はお電話または施設内に設置してあるご意見箱にて受け付けます。

- (1) 電 話：095－837－0001 FAX 番号：095－837－0002
- (2) 担当者
生活相談員および介護支援専門員
- (3) 苦情解決責任者
施設長
- (4) 第三者委員
氏 名：入江暢博(税理士アップパートナーズ)
住 所：長崎市曙町 4-9
電 話：095－861－2054
- (5) 介護保険の保険者（市区町村）相談・苦情窓口でも受け付けています。
長崎市役所 高齢者すこやか支援課
住 所：長崎市魚の町 4-1（11 階）
電 話：095－829－1146
- (6) 長崎県社会福祉協議会に設置されている「運営適正委員会」においても申し出ることができます。
住 所：長崎市茂里町 3-24
電 話：095－842－6410
- (7) 介護保険事業に関する相談・苦情については「県国民健康保険団体連合会」においても申し立てることができます。
住 所：長崎市今博多町 8-2

電 話：095－826－1599

14. 第三者評価の実施状況

質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、構成・中立な第三者が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みが、第三者評価です。

実施状況	1. あり 2. なし
実施日	令和 年 月 日
評価期間	
結果の開示	